令和５年４月８日

佐賀県理学療法士会役員候補者選挙実施要項

公益社団法人佐賀県理学療法士会

　選挙管理委員会

　選挙規程第6条の定めるところにより、選挙実施に関する事項を役員候補者選挙実施要項として定める。なお、本実施要項に記載の「当選(人)」とは、正会員による役員候補者選出投票を行い、その得票順位が定数内に含まれた者を言う。

1. **選挙人、被選挙人について**
2. 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。
3. 選挙人、被選挙人資格について
4. 選挙人及び被選挙人は令和５年４月８日（告示日）正午の時点において、会員（正会員・名誉会員）として登録されている者とする。

ただし、以下の者は選挙人及び被選挙人の資格を有しない。

①休会者

②会員資格が停止されている者

（注）選挙人は被選挙人を兼ねることができない．選挙人が被選挙人となった場合，投票権を失うものとする．

1. 選挙人名簿の作成

令和５年４月８日（告示日）時点の会員台帳をもとに，選挙人名簿及び被選挙人名簿を作成する．

1. **選挙の告示について**
2. 役員候補者選挙告示日は令和５年４月８日（土）とする．

役員候補者告示は，公益社団法人佐賀県理学療法士会事務局よりメール配信にて通知する．

1. **立候補の受付について**
2. 受付時期
3. 立候補受付期間は、令和５年４月１５日（土）～４月２１日（金）とする。
4. 立候補を辞退する場合の届出締め切りは、令和５年４月２１日（金）とする。
5. 令和５年４月１０日（月）～４月１３日（木）までを立候補届相談機関とし，立候補届に関する相談を受け付けるものとする．

　（２）受付順位

　　　　受付順位は、当該候補者における最終申請日時順とする．

（３）受付数が定数に満たない場合

1. 立候補者が定数に満たない場合（理事１０名以下、監事２名未満）は，選挙規程第20

条4項に従い，会員による投票は実施しない．また，その旨を佐賀県理学療法士会理事会へ報告する．

1. 報告を受けた理事会は，次期総会に付する事項として審議し、役員の選出が行われる次期定時総会に理事・監事候補を推薦する．なお，推薦にあたっては理事・監事が選挙最大定数となるよう不足数を推薦する．

（４）立候補届の様式

１）届出方法

　　　　・届出はWebのみとする

・日本理学療法士協会マイページへログインの上，選挙サイトへアクセスし立候補届出を行う．

・選挙サイトアクセス後，令和５年４月８日（土）時点の日本理学療法士協会登録の氏名，会員番号，所属等が自動表示される．

・自動表示された内容の一部は変更ができない．

・立候補趣旨および佐賀県理学療法士会・日本理学療法士協会・その他活動歴は，指定された箇所に入力する．

・立候補趣旨および佐賀県理学療法士会・日本理学療法士協会・その他活動歴は，その合計がスペースを含んで1000字以内とし，別途写真をアップロードする．

２）写真

　　　本人のみ，上半身，脱帽，カラー，デジタルデータの形式は JPEG とし，容量は 2メガバイト以内とする．

履歴書等の証明写真に準ずるものとする．

３）立候補趣旨の記載内容について注意点

・誹謗中傷は記載しないこと．

・虚偽の記載を行わないこと．

・理学療法士連盟に関することは活動歴に含まれない．

**４．立候補届の受理**

（１）受付

立候補受付終了時点（令和５年４月２１日）の状態をもって最終受付とする．選挙サイト上で一時保存のまま立候補受付期間を終了した場合は最終受付完了にならないので注意すること．Web による受付が完了すると，メールが自動送信されるが，これはあくまで手続きを受け付けたとの意であり，立候補届の正式受理を意味するものではない．

（２）受理

立候補届受付後，選挙管理委員会による審査を経て，正式に立候補届が受理された際には，立候補届出受領されたむねを立候補者へ通知する．また，受理後であっても明らかな虚偽記載や選挙違反等が発見された場合は受理を取り消すことがある．

（３）立候補の辞退

立候補の辞退をする際には、電子メールにて選挙管理委員会へ連絡する．

**５．立候補者一覧および選挙公報，投票用 ID，パスワードについて**

（１）投票用 ID，パスワード

　　投票用 ID，パスワードについては，マイページログイン ID，パスワードを用いる．ID・パスワードを紛失された場合は，早めに再発行申請をする．

（２）立候補者公表

立候補者の氏名や趣旨の公表については，令和５年５月１３日（土）を目途に日本理学療法士協会マイページ上に掲載する．

立候補者一覧掲載順，投票画面氏名掲載順は同一とし，それらについては，立候補届受付順とする．

**６．選挙運動**

（１）注意事項

立候補者及びその応援をする者は，公序良俗に反する選挙運動，公職選挙法に抵触する運動を行い，または関与してはならない．これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により注意，指導，是正勧告，立候補取り消しを行うことがある．選挙違反の適用は公職選挙法を参考とする．

具体的な選挙運動の内容については、別紙「選挙運動について」参照．

（２）選挙運動期間

選挙運動期間は，立候補者公表～令和５年５月２６日（金）までとする．

**７．投票について**

（１）投票期間：令和５年５月１３日（土）～５月２６日（金）

（２）投票方法：

日本理学療法士協会マイページログイン後，投票サイトへアクセスする．

投票は定数内連記方式とする．

（３）白票は有効投票とする．

（４）定数を越えて投票しようとした場合は，これを受け付けない．

（５）立候補者が定数以内の場合は投票を行わない．

**８．開票について**

（１）開票日

令和５年５月２７日（土）１５時から

（２）開票立会人の選出

１）開票立会人は，選挙管理委員の中から委員長が選出する．

２）選出にあたっては 3 名を選出する．３）予備立会人は予め順位を定める．

（３）投票データの保管について

１）投票期間中は，選挙管理委員長及び委員長が指名したシステム管理者のみ投票システム管理画面にアクセスできる。

２）選挙管理委員長は，開票日に開票立会人の立会いのもと，投票データをダウンロードする．

３）選挙管理委員長の指名により，システム管理者が投票システムを操作することができる．

　（４）無投票当選について

立候補者が定数以内の時は投票を行わず，当該選挙の候補者をもって当選とする．

（５）当選(人)について

１）定数内連記投票では，得票数の多い者から順に，その役員の定数の最大数に相当する数の者までを当選人とする．

２）当選最下位同数得票者については，選挙管理運営委員長または選挙管理運営委員が推薦する者の立会いのもと，開票終了後 1 週間以内に立候補者によるくじにより，当選人を決定する．くじ引きに参加できない立候補者は他の者に委任することができる．立候補者および関係者はくじ引きの日を指定できない．

３）公益法人の理事，監事に就任することができないことが判明した場合は，当選後であっても取り消すことがある．

４）立候補者が定数以内の時は投票を行わず，当該選挙の候補者をもって当選とする．

（６）選挙結果は，令和５年５月２８日（日）に佐賀県理学療法士会ホームページ上で発表する．

**９．異議申立について**

（１）異議申立の期間は選挙結果公表～令和５年６月３日（土）までとする．

（２）異議申立の受付は電子メールによるものとする．

申立先は選挙管理委員長とする．

メールアドレス：senkyo(a)sagapt.or.jp

※ 電子メール送信時は(a)を＠に変えてください

**１０．当選証書の発行**

当選が確定した後，当選証書を選挙管理委員長の名前で発行する．

**１１．問合せ**

 佐賀県理学療法士会選挙管理委員会

 電子メールアドレス：senkyo(a)sagapt.or.jp

※ 電子メール送信時は(a)を＠に変えてください

以上